原始佛教僧伽の統治法について

り 書 き

斷

Early Buddhist monachism, 1924, London.

ものである。讀者諸賢の諒承を得たく、同時に補正教示を得 中急を要して、原文について、再見補正する時間なく、從つ 早急を要して、原文について、再見補正する時間なく、從つ 早急を要して、原文について、再見補正する時間なく、從つ に執筆したものをそのま、流用した部分もあり記して許容を に執筆したものをそのま、流用した部分もあり記して許容を に執筆したものをそのま、流用した部分もあり記して許容を に執筆したものをそのま、流用した部分もあり記して許容を に執筆したものをそのま、此處に記したのである。 解しノートして置いたのをそのま、此處に記したのである。 解しノートして置いたのをそのま、此處に記したのである。 に執筆したものをそのま、所見補正する時間なく、從つ と題のである。讀者諸賢の諒承を得たく、同時に補正教示を得 と記述に記述に記述したのである。

 \subseteq

ることあらば整外の喜びと考へる次第である。

原始佛教僧伽の統治法が、律藏中に規定されて居る様

佐藤密雄

本成全さに達する迄には、幾つかの階程を經て來た筈でな成全さに達する迄には、幾つかの階程を經て來た筈でな成全さに達する迄には、幾つかの階程を經て來た筈でな成全さに達する迄には、幾つかの階程を經て來た筈でな成全さに達する迄には、幾つかの階程を經て來た筈でな成全さに達する迄には、幾つかの階程を經て來た筈でないことは此の方面の研究に大きなハンディキャツプをないことは此の方面の研究に大きなハンディキャツプをないことは此の方面の研究に大きなハンディキャツプをないことは此の方面の研究に大きなハンディキャツプをないことは此の方面の研究に大きなハンディキャツプをないことは此の方面の研究に大きなハンディキャツプをないことは此の方面の研究に大きなハンディキャツプをおいて居る。

紀元前六世紀の諸沙門團の僧伽(sangha)若しくは衆團についてのより明らかな見識を與へ得らるゝのである。け共通のものであつたかゞ確められるならば、佛教統治教會支配である。若し、此れが同時代の諸沙門團にどれだ原始佛教僧伽の統治についての主要點は其の共和的な

耆那教の苦行者に關する規則(Kalpa sutra

聖

例 へば、

料のない限り不可能である。 續いたか、或ひは何か他の機關が存在する樣になつたか 17-13)に説明があり、 については、 は不明であり、 (gana)は各々公認された指導者(satthā師)を持つて居た 其の最初の指導者が死んだ後、其の傳統相續 長部沙門果經(samannaphala sutta; D. N 此れに關する滿足な解明は現在以 又其の中の活命派(ājivika) につい 當時の幾つかの沙門團教義 上の資 が 必ず

那教團に「共和制の觀念」が行はれなかつたことを示して (gana)・族(kula)・枝派(sākhā) の區分の仕方は 原始耆 ても同様であるが、 ついては何等知り得られない。このことは耆那教につい 唯だ然し、其の尊者系譜に於ける聚

(Uvāsagadasao)等にも存するが、其の敎團の性質組織 ては覺音(Buddhagosa)の長部註や、耆那の優婆塞十經

K

明確に排除されて居たのである。

pt. 1, p. 288, footnote 2.)であつて、 枝派は一 々團組織には、 居る點で重要である。 欠如して居ることは注目すべきことゝなる。 から由來する學派、 人の師から分れた系統」(S. 律藏に現はされて居る様に、 ヤコビ教授の説に依れば「聚は 族は一系統に於ける師 此れに對して佛教 Ϊ E. jaina sutras, 支配的 0 [注權 祖續

> めた。 行經第八)には「尊者、苦行者大雄は雨期の一月と十二夜 を引出すことは出來ない。後には形式的に其れを扱つて る」とあるが、 者も雨期の一月と十二夜を過した時にパッ を過してパッヂユサンを初めた。 は居るが、原始佛教にあつては、 尊者達のなしたる如く今の離繋沙門はなすべきであ 聚維持者のなしたる如く聚維持者の弟子達もな 佛教の律藏からは此れに對比すべき文句 師の傳統相續の觀念は 其れと同じ様に聚維持 ヂュ サ ンを初

耆那教の尊者系譜に類似するものであるならば、 音の阿闍梨傳承(此れは後の佛敎文學の成作)が、若しも もよく律を學んだ持律者として選ばれたにすぎない。覺 しての如何なる永久的な公的地位をも占めるものとは 離については、 全く知らない所であり、又た此の系列の初めをなす優波 て居るが、記者覺音の用ふる意味の阿闍梨傳承は律藏 那迦(Sonaka)・悉伽婆(Siggava)・帝須(Tissa) を列擧 parampara)として優波離(Upali)・駄寫拘(Dāsaka)・須 て居らず、彼れはたゞ第一結集の律誦出にあたつて、 善見律(samantapāsādika)の序には阿闍梨傳承(ācarya-原始佛教文書の何處に b 僧伽の律師 原始佛 最

る。 教にはないもので、五世紀に覺音の創 作 せ る ものであ

VΙ, 思はない。 き」を述べ、 ろ」と言つたに對し、 陀は入滅に先だつて何か僧 inibbāna sutta)にあるもので、 た地 する佛陀の答へは「舍利弗や目犍蓮にすらゆづらなか 位を私にゆづるべきである」と提議して居る。 尊は老年になり生涯の終りが近づいたから僧伽支配の地 文書が沈默して居る譯ではなく、 特なもの 政治的な統治觀念は耆那教にも印度教にも見出し 5 共和政治 佛 ひ、「私が汝等全體に對し と言ふのであつた。今一つは大般涅槃經(mahāpar-滅 位をば、 3, 1.) には提婆達多(Devadatta)が佛陀に對して「世 後 である。 の 僧伽 **叉僧伽は如來に依つて居るとも思はない」と** 7 へ」と巧に指示し まして提婆達多の如き悪人 に 更に「如來は僧伽を指導すべきであるとは 何物にも依らず、 の變遷をオルデンベルグが「君主 然し佛陀の 佛陀は「汝自身を自燈明とし法を て制し與へたる法と律とは私 伽 傳統相續について原始佛教 て居るが、、此の佛教 佛陀の入滅前に阿難が「佛 rc 對 律藏小品(Cullavagga, 自燈明法燈明 する教を残すであら は ゆづらな 此れに に依るべ 政治 難 O 共 公獨 對 'n.

> ある。 佛教の 話は、一 ある。 瞿默目蓮經(Gopaka-Moggallāna Suttanta)の説 0 持つて居る」と答 なくして如何にして滅後の弟子達の結合がある そのことについて推擧されなかつたか」、「敎團 前に其の後繼者たるものを指定したか」、「其の後誰 が多い。 般涅槃經の說は、 庇護者は要らない。 次に質問 に至り、 滅後の汝等の大師である」と告げて居る。 此のことを裏書する説をなすものとして、 共和政治的體制は不可思議のことでもあつたの 君主政治から共和政治へ」の反證となるもので、大 佛滅後王舎城の大臣雨勢が阿難に、「佛陀は したが、 その 根據を佛陀に歸 佛滅後の僧伽が共和的統治型態をなす 阿難はそのすべてを否定して へて居る。 波羅門よ、 明 世 ŝ 我々は庇護者とし L めたものと見るべきで Z) に局外者に 此 か 取 の統 の二つの て法を 我 中 つては は を順 死 部 n VC. カュ

\subseteq

(或ひはより嚴重に)保たれ、「僧院長よ」に答へるものはの教團に分裂した時に於いても共和的觀念は依然として四方比丘僧伽が相異つた住處(āvāsa)に屬する幾つも

76)。又僧伽で種々の行事をなす時 —— 裁判詮議其の他は痴人として非難されて居る(Dhammapada, Bālavagga,原始佛教僧伽には誰れも居らず、かゝる地位を望むもの原始佛教僧伽には誰れも居らず、かゝる地位を望むもの

を行ひ、此れをなすのは私であると考へない」ものであのであるが、其の性質は「命を受くれば僧伽の命じた所のことについて――は有學有德の人が主宰者に選ばる」

りた(Makāvagga, X, 6, 3.)°

度に親み熟知して居た故に、此れが佛教に移植されたととなれたは発標や委員會、民衆法廷や集會立法權の如き自由制御には全く緣遠きものである。然し、此の原始佛教の共和的統治は佛教が早くも勢力を得た北東印度の多くの種類の政治組織であつた事は留意されねばならない(Rhys Davids, Buddhist India, p. 2, & pp. 19, 22.)當時の人及は投票や委員會、民衆法廷や集會立法權の如き自由制度の政治組織であつた事は留意されればならない(Rhys Davids, Buddhist India, p. 2, & pp. 19, 22.)當時の人及は投票や委員會、民衆法廷や集會立法權の如き自由制度に親み熟知して居た故に、此れが佛教に移植されたと

員は、其れに参興する同等の權利を持つて居り、僧伽に選擧權に根據して居り、すべての當然に資格を有する團で、佛敎の民主的共和政治領域であつた。統治は普遍的原始僧伽の住處は古代ギリシアの都市國家の如きもの

原

始佛教僧伽の統治法について(佐藤)

見ても不思議

は存しない。

決議行動と呼ばれるのである。 ても、すべては僧伽羯磨(Sangha kamma)卽ち全僧伽の關する如何なる行事でも、其れが如何なる方法でなされ

6.)。此の僧伽羯磨の成立及び行事遂行の成立する場合は (病氣等の場合—Mahāvagga II, 23-5.)のである。 て、 とすれば其の人は住處の界區の外へ出て止まつて居る るゝもので、若し誰れか其の會同に することからも知られる(Mahāparinibbāna Suttanta, 1, の完全な出席會同が主張さる」ことは、 か或ひは代理人 (Chanda) と呼ばるゝ他の出席者を通 僧伽の墮落防護の一つは僧伽羯磨の完全出席である」と 僧伽羯磨をなすには必ず全僧伽員の會同が必要とせら ⑴四人僧伽―受戒・自恣・出罪以外のすべての行事を 其の僧伽羯磨に自己の同意が申 加はらない人がある 送 5 大般涅槃經が、 ね ばならない 全員 Ľ

(3)十人……十九人僧伽—出罪以外の一切行事。 車(邊境では五人僧伽でも受戒行事の執行が許容さ 事の過境では五人僧伽でも受戒行事の執行が許容さ (2)五人……九人僧伽—中國の受戒と出罪を除く一切行

なし得の

(4)二十人以上僧伽——切行事。

事執行は出來るが、 會同 委員制度 の僧伽羯磨は成立出來ない。唯一の例外的なものとして の場合を考へるに、 に助けなくては僧伽 では、 此 !成立の委員數ではない。例へば、三人しか居ない僧 處に四・五・十・廿人僧伽と言ふの 他 は有るが、 の界區 の比丘が轉じ來つて定員を形成する様 此れは後に述べる如く全く外の場合 其の中の四人を委員として①の場合 七人全部が出席すれば(2)の場合の行 | 羯磨は成立しない。更に七人の僧伽 は定員の最少數

成の員數には數へられず出席出來ない。(Mahāvagga, IX, 4, 2)此れに觸れたものは僧伽羯磨構のであるが、然し此の人々にも廿四の缺格條項があつてれは正式僧伽員卽ち受戒の比丘すべてに保有せらるゝもれは正式僧伽員卽ち受戒の比丘すべてに保有せらるゝもれの過剰に食物を表している。

の手續である。

那埵や出罪を認める場合に とされて居るが、 區 て定員を整へ得る例外を認めて居る (Mahāvagga, III, |外の居住者と(二)他の住處に所屬するものとは缺格者 廿四の缺格條項の第二十一と第二十二に(一)住處の界 人數が不足して居るならば、 安居住 處の場合だけは、 ――これは二十人以上を必要 外から人を招 ある比 丘 一の摩 6 V

> のである。 次第に住處を中心に、排他分立し行つたことを物語るも 發達に階程のあつたことを示すものであり、又た僧伽が 四條項が整つたのは後なることを示すもので、此の法制 四條項が整つたのは後なることを示すもので、此の法制

Ē

catuttha kamma)で、事件の性質種類について白二と白 kamma)で羯磨説が三度繰返さるゝのが白四羯磨 (Natti-羯磨説とが一回づっ言はれるのが白二羯磨(Nattidutiya するのであつて、 れを認めるものは默せよ、認めざるものは言へ」と提唱 (羯磨説)のである。 全體出席を待つて、 に對す賛否を問ふ提議提唱である。從つて此の形式は、 (Mahāvagga IX 3, 2-9)。白文は決議文で羯磨説はそれ 者から後者に移るので、此れを轉 倒 する と無效となる 白文(Natti)と羯磨說(kammavāca)の二部分からなり、 讀み上げて議題とし、つゞいて白文について賛否を問ふ 僧伽の行事に闘する決議決定、 全員沈默せば通過決定となる。 あらかじめ作成された決議(白文)を 羯磨説は白文の内容を繰返して「是 即ち僧伽羯磨の形式は 前

四何れに依るべきかは決定されて居り、 此れを誤つても

決議は無效となる。

以上を括めて僧伽羯磨成立要件順序を示せば左の如く

なる。

(一)羯磨をなす資格あり、 有名な毘舎離結集の十事非法の第五の如きものがあ が無效になることを意味する。此の無效の場合には は出席せざるものに事後承諾を求めても、 に依り、然も法定數を滿足せしめること、 出席し得るものゝ全員出席 其の決定 此のこと

(二)全缺席者の賛意は代理人に依つて通達されて居る حے

ю(Cullavagga, XII, 1, 10)°

(三)白文の提出。

〔四〕白二若しくは白四羯磨たるに應じて一度又は三度

でなされる。

の羯磨説の提唱。

〔五〕出席者の默認に依る決定。若し異論が出づれば諍 事として後に説明する手續へ 廻され ねばならない

となり、此の無效となつた場合は後に説明する義務諍事 以上の要件が整はなかつたならば其の僧伽羯磨は無效 (Mahāvagga IX, 3, 9.)°

> (Pācittya, no. 63) 正式に有效に成立した決定を問題にするは波逸提 の罪に問はれる。

法に依つて論議されて、

再び新たにされねばならない。

四

僧伽羯磨は二つの場合に依つて、即ち(一)一般的要求

場合となる。又懲戒的處分は、 説・默認・決定となるが、意見の對立が生ずれば第二の して餘の比丘が處分を行ふのであるから、 が賛成であることが明らかであれば型通りに白文・ 僧伽羯磨は(一)の場合に發生するもので、 と(二)諍論とのいづれかに依つて開かれる。非懲戒的 の場合に屬する。 第二の場合の型式手續は次の様な順序 一人又は數人の比丘に對 全僧伽の意見 明らかに第二 羯磨

Ⅰ論爭(豫審)——(a)告訴と否認若しくは(b)罪の 白若しくは(c)異見の對立((a)の否認が不正事件 成する。) に闘する偽の否認であれば除却羯磨を受ける罪を**構**

Ⅱ處分(正式裁判)— 羯磨說共に滅諍法に依る。 -(a)白文(b)羯磨說、(c)白文

原始佛教僧伽の統治法について(佐藤)

■僧伽の決定(判決)

めて複雜である。 部の過程を經るのであり、此の三段の過程は實際には極して白文を扱ふのである。懲戒的な諍論の場合は此の全止を対象のな僧伽羯磨ではIがなく、Ⅱは(c)に依らず

五

るが、此れは四種に大別される。 論争さるゝ主題卽ち事件が諍事(adhikaraṇa)と言はれ

- 第二結集の十事非法問題は此の種の事件である。の教・修・制・罰罪についての見解の相違である。の教・修・制・罰罪についての見解の相違である。
- 發爭論である。但し親切から發した誹難の場合は除見・行為・性質生活樣式等に關する誹難に對する告見・行為・性質生活樣式等に關する誹難に對する告
- 過の場合は誹難諍事として扱はれる。)された場合のものである。(五扁七聚に相當しない罪された場合のものである。(五扁七聚に相當しない罪の過失する五扁七聚禁律を犯したとして比丘が告發(C)罪過諍事(Āpattādhikaraṇa)——律藏に罪過とし

あるから、其の非合法性は當然義務諍事で明にさるべき 處分にしたが、此れは全員出席の條件が缺けて居たので と公言せる如き事件があり(Cullavagga, IV, 4, 8)。(D) テイヤーが「ダツバ比丘は私に律違犯の行ひをなした」 に闘するものでは王舎城住處で起つた所の悪比丘尼メツ ば俗人をそゝのかしたとして誹難した事件があり、 同じく第二結集の時に伐地子比丘達が相手の耶舎比丘を けるは律違犯か合法か」の論爭がある。(B)に關しては のでは、有名な第二結集の十事問題で、「比丘が金錢を受 ものであつたのである。 に闘するものでは第二結集で伐地子比丘達が耶舍を除名 以上四種諍事の實例を求めるならば、(A)に關するも D)義務諍事(Kiccādhikaraṇa)—— 諸般の事柄が合法なりや否やに關する諍事である。 僧伽羯磨、 其の他 c

7

提出採否が決せられるが、懲戒的・誹難的な僧伽羯磨の戒的・非誹難的事件は白文(決定文)が直ちに此の 席上にる僧伽羯磨の席上に提出され裁判されるのである。非懲以上四種の事件が、法廷とも言ふべき全僧伽の出席せ

場合は、 依つて扱はれる。 治法・不癡毘尼・多數覓罪相法・覓罪相法・草覆地法の 白文になる様に訊問の結果が得らる」と滅諍法に を作成する爲めの、 判決文たる白文---滅諍法には現前毘尼・憶念毘尼・自言 一訊問に被告者は從はねばなら 有罪か無罪 かいづれにして

る。諍論諍事の一部及び義務諍事の全體は此の 出席完備で、四種の諍事すべての處分に必要なことであ 者(原告・被告)・僧伽員・手續上の律制・事件關係法の (A)現前毘尼 (Sammukhavinaya)―此れは、 事件關係 現前毘尼

七種があつて、

七滅諍法と言はれる。

だけで決定される。

此れに事件を委ねる場合である。 題を決することが出來ない場合には審判者に依つで事件 處理を他住處に屬する審判者に委ねる場合で、 される。 出來難くなつた場合に委員(Ubbāhika)を選ぶのである に依つて行事の進行が混亂に陷入り出席者全員では決定 は返還される。 現前毘尼には二つの例外的型式がある。 選出はすべての役員選出と同様に白文・羯磨説 委員が委任された事件を遂行する方法規定は存 今一つは、 同住處の比丘の委員を選んで 即ち事件に關する異論 一つは 此れは問 事 でな 倂 0

> 件の委員付託を決議し、 L 長となり、委員會で計つたと同様な方法で全體に計つて で決定した案をば僧伽全體の大會に於いて、 が事件を整理して委員長が此れを委員會に計り、委員會 會は甲派より委員長を乙派より委員長秘書を出 ないが、此の方法の唯一の實例たる第二 兩派同數の委員を選擧し、 委員長が は

で

決定して居る(Cullavagga, XII. 2, 8.)。

を白文として型の如く僧伽羯磨が行はるゝのである。 (五)如法に行はるゝものであり、 り(二)無實の告訴があり、(三)是れにつゞいて憶念毘尼 法に依る取消要求のあつた時、(四)僧伽は必ず受諾して、 ゝもので、是れは(一)取消しを求むる人が清淨潔白であ られた時に、其の嫌疑の否定を求める爲めに用ひらる (B)憶念毘尼 (Sativrnaya)―或る比丘が無實の罪 行事は取消要求の言葉 で訴

白文を提出して型の如く僧伽羯磨を行ひ、 告白赦発を求めれば良く、然らざれば僧伽 要はなく、犯罪者が他の一人又は數人の比 方法であつて、是れは必ずしも僧伽羯磨の型式を踏む 輕罪(波羅夷・僧殘以外)を犯した時に告白赦免を求むる (C)自言治法(patinnātakaraṇa) —是れは或る比丘 僧伽から注 丘 に告白赦免 の前 に行 必 0

原

されて赦免を獲得するのである。

(D)不癡毘尼 (Amulhavinaya)―或る比丘が精神錯亂

罪を要求するものであつて、訴へられた比丘が全部を告 もので手續は憶念毘尼に等しい。 神錯亂中の行爲はすべて罪にならないのであるから、 中に犯した罪について、告訴又は誹難された場合に、 しくは今尙ほ精神錯亂をつゞけて居る場合に成立し得る 白して、告訴されて居る部分だけ記憶がない場合か、若 無

を用ふるに立至つた場合には、投籌即ち投票に依つて多 さるべき點である。 **ず聖法の正義に味方する様に仕組まれてあることが注意** 數決をなすのであるが、此の投票は、多數者の投票が必 られない)時にのみ行ふ多數決の方法である。此の方法 が現前毘尼法だけで決定出來ない(滿場一致の決定が得 (E)多數覓罪相法(Yebhuyyasik▮)─此れは 爭論諍事

る。 交して投ぜしめるのである。 執行廢棄の絕對權を與へ、票は此の人が自ら投票人に手 人を白二羯磨の形式で選出する。此の行舍羅人に投票の 先づ最初に投票執行者なる行舎羅人(集籌者)を選擧す **愛恚怖痴を離脱し、投票の正しき行不行を熟知する**

> 耳に私いて投票の仕方を教へる秘密投票法である。そし れよりも更に進んで、行舍羅人が各投票者の間を廻つて られない様に投籌すべきことを求めるので、耳語法はこ 秘密投票で、各自に籌を與へる時に各自の賛否を人に知 が他人に顯はに解る態度で投籌するのである。覆藏法は を教へ、投票者も自己の賛否を强いて見せるのではない 顯法とは公開投票で、行舍羅人が投票者に顯はに籌を與 投票には覆藏法、露顯法、耳語法の三種 その時に誰れにも聞き得る態度で賛否の表示の仕方 があつて、

立となる。 (A)諍ひの是非を知らず正義の側の籌を取らず。

て投票者が次の十箇條のいづれかに該當する場合は不成

- (B)善友と共に籌を取らず。
- (D)非法者多しと友を誘ふて籌を取る。

(C)非法者多からしめんとして籌を取る。

(E)衆僧を破らんとして籌を取る。

- (F)非法の籌を取る。
- (H)別衆鬻を取る。

(G)衆僧の破すべきを知りて籌を取る。

(I)小犯を以つての故に籌を取る。

(丁)所見の如くならずして籌を取る。

ある。 場合にも是を認めずして、行舍羅人は宣告して「今日は 秘密投票は、 法は必ず正義の勝なることを豫想して居るものである。 無知者の多い時に行はるゝものとせられる。此の中露顋 行はれ、 返して行ふ爲に、次の日に延長して行ひ得るのである。 不詳なり。 葉の權利に依つてこれを三度迄仕直すことが出來るので 律藏の註に依れば露顯法は適法に投票が進行する時に 三度迄やり直しを行つても尚ほ正義派の負である 覆藏法は權勢ある非法者が居る時に、 明日又た行ふ」とて、 不正義派の勝となつた時は、行舍羅人は廢 正義派の勝になる迄繰 耳語 法は

る。此れは自由主義的形式の下に有徳の行舍羅人の正義言へば、行舍羅人は投籌を仕直さすことが出來るのである。時は、行舍羅人は其の者に私いて「大徳よ、大徳はる」時は、行舍羅人は其の者に私いて「大徳よ、大徳は本し其の耳語された人が既に不正義派に投票を終つた後若し其の耳語された人が既に不正義派に投票を終つた後若し其の耳語された人が既に不正義派に投票を終つた後であつても、然も其の人が正義に味方してもよろしいとすが、行舍羅人は投籌を仕直さすことが出來るのである。此れは自由主義的形式の下に有徳の行舍羅人の正義言へば、行舍羅人は投籌を仕直さすことは大徳の行舍羅人の正義の行舍羅人に投票すると思は、可能法に至っては、或る人が不正者に投票すると思は、

ある。治の議會に行はる、解散停會等の幼稚な原始的方法でも治の議會に行はる、解散停會等の幼稚な原始的方法でもとする方向に決議を導く様な仕組になつて居り、憲政々

(F)覓罪相法(Tassa-pāpiyyasikā)—是れと次の

る此れは告白を條件として白四羯磨で行はれる。 地の法に依つて處罰するもので、誹難諍事罪過諍事に屬 此の法に依つて處罰するもので、誹難諍事罪過諍事に屬 いて訊問の場合、告白の前後が不一致であつたり、間違 いて訊問の場合、告白の前後が不一致であつたり、間違 がと言い張つたり、偽證したりする時に、誤りを難じて はとは、僧伽羯磨の進行中に於いて生じた事件について

Ď, ので、 が生じて來る結果として、出席者の中に口論・爭論 ひを外に出さず草で地を覆ふ如くに内部解決を計るもの つた場合に、互に其の誤れるを自覺した時に適用するも 生ずるものであるが、 に

關係した事件には

適用出來ない。 (J)草覆地法 (Tina-vitthāraka)―此れも行事進 示談に類するものと言へる。然し 赦免を求めるものである。此れは教團 争ふ各組から代表者を出し、告白の形の白文を作 此れは行事の進行中に色々 重大な事件や在家 一の恥 ic な不服 なる争 行中に が起

事との關係は左の如くである。 以上七種 一の滅諍法と此れに依つて處理される四種 の諍

車 現 現前毘尼 現前毘尼 前毘尼 **一多數** -憶念毘 **覚罪** 相

現前毘尼 現前毘尼 - 覚罪相法 |木痴 選尼

諍事 現前毘尼 現前毘尼 草覆 自言治法 地

現 3前毘尼

£

處分決定は(一)全僧伽

に依り、

(二)同

僧伽選

畄

O 季

員に依り、(三)他の僧伽に屬する比丘から成る審判者團 の僧伽羯磨は、 に依り、(四)僧伽の多數投票に依つてなされる。 て決することは出來ない。 **筆論諍事としての手續に移さずに、直ちに多數決に依つ** ない。譬へばあることが滿場一致で決しなかつた場合に しい過程を經るべきで、(一)委員を選んでか若しくは 換言すれば一つの法廷は二様には使はれ かゝる場合は必ずその事件の 又一つ

とゝなる。

此の事件は僧残罪で、

所謂重罪であるから、

を受ける。若し(一)の委員の場合に決定を見な 委託され、 (二)他住處に屬する比丘の審判者にかいづれかに事件 是等の人々が決定を與へれば僧伽は其の拘束 い時 岐

條の、 く委員付託に移されるのである――此場合多數覓罪相法 る。 席の所へAを呼び、 されたとすれば、 ĸ 犯すものである。 を捉へ若しは體の種々なる所に觸るゝは僧殘罪なり」 女の體に觸れんとして、 委員から事件が僧伽に返還されて多數覓罪相法に移され 全員出席の僧伽羯磨を構成せねばならな . 告發された事件があつた。 移す規定がないから 王舎城住の比丘が女人に觸れたことが露顯して、 又た(二)の審判員から事件が返還された時には恐ら Aなる比丘が此のことについてB比丘に依つて告訴 摩觸女人戒 \mathcal{J} 今ま此の場合を例に取つて考へて見る 此れは罪過諍事である。 「若し比丘にして、 全員の前でC比丘から訊問 若しは手、 此れは禁戒中の僧殘法第二 若しは足、 卑しき心を以つて V, 僧伽は正式に 此 若しは髪 さる」こ . の 全員出 僧伽

訊問に對するA比丘の返答の如何で、種々なる羯磨 現前毘尼―自言治法の方法では處理が出來ず、C比 出する白文(判決文)が出來る。 て生ずる種々の場合を考へ見ると次の樣になる。 今A比丘の答へ方に依つ に提 丘

ħ

る。 を受け、或ひは(c)告發者が信用される信女である場合 白を認めない場合はA比丘は除却羯磨中の不見罪の處分 白を得る。又(b)僧團の人々が異議を唱へてA比 と答へたとする。(a)若し僧團が是れを承認せばA比丘 観中で前後は記憶して居るが犯罪だけは記憶しません」 は(是れは僧残罪の規定に從つて)別住羯磨を宣告され は現前毘尼―不痴毘尼法の取扱ひをば僧伽に要求して潔 (一)A比丘が「私が罪を犯したと言はる」時は精神錯 近丘の告

る。 答へに僧團の人々が異見がなければ此の時A比丘は現前 する。(a)此の場合A比丘が信用ある比丘であつて此の (二)A比丘が「私はかゝる罪を犯さない」と固執したと (b)A比丘の主張が承認されざる場合は(一)の場合 憶念毘尼の取扱ひを要求して潔白を得ることにな

と同様の處分を受ける。

O

叉は直ちに別住羯磨の宣告をされることになる。 た場合は(a)除却羯磨中の不見罪の處分を受けるか(b) (三)A比丘が「私はそんなことを白狀出來ぬ」と固執し

後であれば非覆藏羯磨を宣せられて直ちに摩那埵羯磨の 隱して居た日數の覆藏別住羯磨を受くるか、(b)犯罪直 (四)A比丘が直ちに「犯しました」と言へば、(a)罪を

處罰さる」こと」なる。 白不一致の罪を追及され、 に白狀が前後不一致であれば覓罪相法の取扱を受けて告 (五)若しA比丘が「犯した」と言ひ「犯さない」と言ふ様 告白して後に、告白に從つて

宣言を受ける。

ら自言治の取扱ひになる。 者なれば波逸提として認められる。此れは輕罪であるか する。(b)告發者が居ないか。又はA比丘が信用すべき と屏處に坐して居た(波逸提罪)だけである」と言つた場 合は(a)告發者が篤信の女であれば告發者の言を正しと (六)A比丘が「私はそんな僧殘罪は犯さない。 唯だ女

いては規則制定の動因となる時の犯罪者はあつても、 上來のAの告白に依つて異る種々相を考へ、律藏に於 規

原始佛教僧伽の統治法について(佐藤)

則制定後それを適用され犯罪者をほとんど見ることの出 思はれる。いづれにしてもAが事實犯罪者であるとして と言ふ白狀の仕方も大いに利用されたのではないかとも 來ない事實とを合せて見るに「私は錯亂中で覺えない」 して罪を免れる唯一の方法は「錯亂不覺」である。

£

二十人以上の僧伽員出席可能の僧伽羯磨で、白四羯磨で 執行されるのである。 は服罪して罰役をつとめ上げたものに、 宣告の中で罰罪でないものに復權の羯磨がある。此れ 出罪を許すので

は大體左の如きものである。 は出て來ない。罪科を決定して罰刑の宣告する僧伽羯磨 團放逐であつて、此れに對して審判した事實は律藏中に て覺つたと言ふもの)であるが、これは犯すと同時に敎 禁律中での重罪は婬、盗、 **懲罪的な罰罪宣告は大體八種である。元來律藏規定の** 人殺、大妄語(法を覺らずし

(一)別住羯磨 て謹慎せしめられる。此れに四種ある。 a)覆藏羯磨(罪を犯して隱して居た期間だけ別住 この宣告を受けたものは教團と別住し

さす)

- (b)非覆藏羯磨 は直ちに次の摩那埵に移すことにする) (罪を犯すと同時に告白せるものに
- (c)根本除却別住羯磨 (本罪未決のまゝ別住して留
- (二)摩那埵羯磨 (d)延長羯磨(別住中に餘罪を犯し、 たものに別住の延長を決す) これは別住と同様の體刑を與へる 又は發見され Ó
- (三)阿責羯磨 行をふことを言渡す。 子、教授比丘尼、說戒、羯磨、受供養等三十五種の であるが。別住を終へたものに六夜の後復權の羯磨 この宣告を受けたものは、授戒、

蓄弟

(四)依止羯磨 公權停止組である。 に依止してその監督の下に居らねばならない。 この宣告をされたものは指定された人

言はゞ團員としての公權停止をされる。

- /五)擯出羯磨 この宣告を受たものは布薩說戒を除 て余の一切の公權は停止である。
- 六)遮至白衣家 るまじきことをしたものに在家に行く事を禁止する これは在家人に對して僧侶としてあ

宣告である。この宣告を受けたものは世間不見不聞 の處に懴悔して住するので敎團の人が在蒙人の所に A)別住羯磨(Parivāsa) (a)非覆藏別住(Apatichanna)

詫びに行き在家人がこれを許し、ついで自らも後見

人に伴はれて在家人に詑び許さるゝ迄これがつゞく

(七)除却羯磨 これに(a)不見罪(b)不懺悔(c)不捨 邪見の三種があつていづれもその誤りを認むる迄團

(八)宣告羯磨(此れは特例をなすもので、律藏では唯 員としての公権の停止を受く。

として居たのに對して行はれて居る(Cullavagga, V 一回、提婆達多が僧伽に反逆をなして、然も僧伽員

II, 3, 2.)。此れは僧伽が宣言を發して、宣言せられ たものゝ言動に對する一切の責任を拒否するのであ

(九)梵壇法 是れは唯だ一度だけあつたとせらる」だ 4)に記さるゝものである。闡怒比丘と言はる一郡に けで、大般涅槃經(Mahāparinibbāna suttanta, VI, 佛陀から課せられた罰罪であつて僧伽羯磨に依るも

のではない。 (羯磨類

別麦

(一)懲罰的羯磨

原始佛教僧伽の統治法について(佐藤)

(c)根本除却別住(Mulāya patikassanā) (b)覆藏別住(Patichanna)

(d)延長別住(Samodhāna)

(B)摩那埵(Mānatta)

(C)呵 責(Tajjaniya)

(E)擯 田(Pabbājaniya) (D)依

当(Nissaya)

(G)除 霖(Ukkhepaniya) (F)遮至白衣家(Patisāraniya)

(a)不見罪(Apattiyā adassane)

(c)不捨邪見(Pāpikāya ditthiya appatinissagge) (b)不 懺 悔(Āpattiyā appatikamme)

(I)梵 题(H) 壇(Brahmadanda) 現(Pakāsaniya)

戒(Upasampadā)

(二)非懲罰的羯磨

麓(Uposatha)

界(Sima)

- (D)自 慦(Pavārana)
- (E)加 稀 那(Kanthina)
- (F)任 命
- (G)開 堂 式
- (1)復 (H)相續決定 權(Abbhāna)
- 三)特種的羯磨 (A) 筧罪相法 (Tassa-pāpiyyasikā)
- B)草覆地法(Tina-Vitthāraka)

(+ = =

此の中に僧伽が數へられ、 住處に結成されたる共和的統治の僧伽となり、 違犯するものを罰する義務をば、君主の義務とするが、 用法として 行はれたことは 確め られる。 の法典(Dharmaśāstra)からして、此の佛教の統治法が慣 には司法能力を行ひ得るものとなつたのである。 は政治的法律關係を結び、 たと考へらる」が、 (Kautilya)の義論 (Arthaśāstra)は諸慣用法 (Samaya) に 佛教僧伽は初めは政治的結合なき出家者の集團であつ 佛滅百年后には旣に、 自らは行政立法を行ひ、 又マヌ法典 (manu) にも僧伽 諸地方の僧伽 カウティリヤ 團體外と 佛敎外 團員

> 僧伽」とは佛教僧伽のことである。 の僧伽、吠陀學者の僧伽である」とする。 Medhātithi 各階級人の集合で、 の解説に依れば 例へば比丘 「僧伽とは同 此の「比丘の 元の僧伽、 商人

仰

收獲し、 の土地に種えた場合には一分を他人に與へた后に僧伽 人に興えて收獲すべき規定がある。此の規定は、 律藏大品 (mahāvagga, VI, 39.)に、僧伽の種子を他人 僧伽 が

伽が僧伽員に興へた司法處分を、 ることを意味する。今一つの僧伽法の重要な觀點は、 規定が僧伽外にも承認さるゝ一般法として法律的效力あ の權威で實行して吳れる場合である。例へば僧伽羯磨で 他人が僧伽の土地に種子を種えた時も一分を他 國家の執行官吏が國家 0

ても、

國家的權力でその效果を裏付けて吳れることであ

遠隔地の比丘が此れに反抗し

追放處分をなした場合に、